

喪中はがきで故人の年齢はどう書くか？

今年の2月に母が亡くなったので喪中はがきを出すことにしましたが、「〇〇歳で永眠いたしました」というところで、〇〇歳は、享年・数え・満のいずれで書くのがよいのかがわかりませんでした。

調べた結果、社会通念上の答は次のようでした。

「**年齢のとなえ方に関する法律**」では満年齢を常に使用するよう心がけなければならないとされているが、喪中はがきでの年齢の記載の仕方は、地域・地方や遺族の気持ち等によって異なってもかまわず、**享年・数え・満のいずれでもよい。**

それにしても、「年齢計算に関する法律」や「年齢のとなえ方に関する法律」※があるとは知りませんでした。後者の法律は満年齢を使用するよう**常に**心がけることを義務づけていますので、厳密に法律に従うとすれば、喪中はがきにも満年齢を記載するのがよいかもしれません。また、享年・数えを記載する場合はその旨を明示しなければなりません。

※年齢のとなえ方に関する法律

(昭和二十四年五月二十四日法律第九十六号)

○1 この法律施行の日以後、国民は、年齢を数え年によつて言い表わす従来のならわしを改めて、年齢計算に関する法律（明治三十五年法律第五十号）の規定により算定した年数（一年に達しないときは、月数）によつてこれを言い表わすのを常とするように心がけなければならない。

○2 この法律施行の日以後、国又は地方公共団体の機関が年齢を言い表わす場合においては、当該機関は、前項に規定する年数又は月数によつてこれを言い表わさなければならない。但し、特にやむを得ない事由により数え年によつて年齢を言い表わす場合においては、特にその旨を明示しなければならない。

附 則 抄

○1 この法律は、昭和二十五年一月一日から施行する。

○2 政府は、国民一般がこの法律の趣旨を理解し、且つ、これを励行するよう特に積極的な指導を行わなければならない。